

福岡県医発第 1089 号 (地)
平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



茨城県医師国民健康保険組合規約の一部改正について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

現 行		改 正 後	
70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1	70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1
70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2	70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2
上記以外	10 分の 2	3 歳未満	10 分の 2
		上記以外	10 分の 3

2. 施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国保第79号-11

平成17年8月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

茨城県医師国民健康保険組合規約の一部改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、茨城県保健福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。



各都道府県国民健康保険主管部(局)長 殿

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

茨城県医師国民健康保険組合理約の一部改正について

標記のことについて、茨城県医師国民健康保険組合から、一部負担金割合の改正を含む組合理約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

新	旧
(一部負担金等) 第10条 被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下本条において同じ。)が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、 <u>当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u> (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> <u>10分の3</u> (2) <u>3歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>10分の2</u> (3) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> <u>10分の1</u> (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者について、国民健康保険法施行令第27条の2第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である場合</u> <u>10分の2</u>	(一部負担金等) 第10条 被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下本条において同じ。)が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、 <u>当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。ただし、70歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日である時は、その月)以後である場合にあって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者について、国民健康保険法施行令第27条の2第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額未満であるときは10分の1に相当する額とする。</u>

2. 施行年月日

平成18年4月1日

